

POPs 廃棄物の制度的措置検討

対象の考え方・具体像などで案

環境省検討委、来年度報告書取りまとめへ

環境省が設置した「POPs廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」の今年度初会合が2日、都内で開かれた。同委員会は今年度から来年度にかけて数回会合を開き、来年度中にPOPs（残留性有機汚染物質）廃棄物の制度的措置に向けた検討委員会報告書の取りまとめを目指す。今回は制度的措置の対象とするPOPs廃棄物の考え方・具体像、POPs廃棄物の特性に合わせた追加的措置などの案が示され、それをもとに議論が行われた。POPs含有産業廃棄物の保管や委託、収集・運搬に関しては他のものと区分して混入を防止し、必要な情報を提供していくべきだとされた。

これまでわが国では、PCBやダイオキシン類については特別措置法を制定し、製品単位で排出される埋設廃棄物やPOPs類については技術的留意事項を取りまとめた。しかし、近年POPs条約の規制対象物に追加されたPOPsには、難燃材として多岐にわたる製品に使用されその含有について判別が、律には困難であるヘキサブロモシクロドデカン、デカブロモジフニルエーテルなど、従前のPOPs廃棄物とは異なる性質をもつものが追加されている。これらのPOPs廃棄物の適正処理方を検討

することを目的に、同委員会が設置された。制度的措置の対象とするPOPs廃棄物の考え方としては、POPs含有量がLPC（POPs含有率）で定める低POPs含有物を超えるPOPs廃棄物で、POPsの存在が明確な対象物は適切な分解処理を行うための処理基準等を設定して処理を行うことを求めてはどうかとされた。POPsの物性、廃棄物の排出形態、排入見込みなどを総合的に勘案して特に配慮すべきものを特定管理産業廃棄物、特管には該当しないもののPOPsを一定量以上含有し一定

の排入実態などがあるものを「POPs含有産業廃棄物」に指定する案が示された。POPs含有産業の処

理においては、他のものの混入を防止して適切な保管し、委託契約の際には適正処理に必要な情報を提供。他の

ものと区分して収集・運搬し、種類別に分解が認められた施設で処理すべきとした。850℃以上、2秒以上の焼却施設など構造基準が特定できる技術は省令で位置付け、環境大臣による無害化処理認定制度で分解が認められた施設での処理も可能にすることなどが提案された。